

会議概要

会議の名称	令和7年度第1回湧別町部活動地域移行検討委員会
開催日時	令7年11月5日（水） 18時00分 開会 19時00分 閉会
開催場所	湧別町文化センターさざ波 多目的ホール
出席者名	委員～黒川、工藤、若松、川上、今野、早川、豊原、藤井、下田、牧村、畠山、兼田、片岡、遠藤、黒田 各委員15名 教委～阿部教育長、西海谷課長、佐藤課長、綾部室長、藤本主幹、福山主査 6名
欠席者名	豊田委員、石川委員
傍聴人の数	なし
会議の内容	<p>1. 開会</p> <p>2. 委員長挨拶</p> <p>3. 教育長挨拶</p> <p>4. 報告事項</p> <p>(1) 広報周知について</p> <p>(2) 学校部活動サポーターの募集及び申し込み状況について</p> <p>(3) 学校部活動関係者との懇談会の結果について</p> <p>5. 協議事項</p> <p>(1)湧別町立の義務教育学校部活動指導員の身分、補償、報酬等（案）について</p> <p>(2)湧別町立の義務教育学校部活動指導員設置要綱の概要（案）について</p> <p>(3)今後のスケジュール（案）について</p> <p>6. 次回会議の開催時期について</p> <p>7. 閉会</p>
会議資料	令和7年度第1回湧別町部活動地域移行検討委員会議案
会議録	<input checked="" type="checkbox"/> 有（ <input type="checkbox"/> 全文筆記 <input checked="" type="checkbox"/> 要点筆記） <input type="checkbox"/> 無
備考	

てん末書

記録者職氏名

社会教育課

主 幹 藤 本 祐 司

1 日 時

令和7年11月5日 (水) 18時00分～19時00分

2 会 場

文化センターさざ波 (多目的ホール)

3 会議及び用務

第1回湧別町部活動地域移行検討委員会

4 参加者

- ・検討委員：黒川委員長、工藤副委員長、若松、川上、今野、早川、豊原、藤井、下田、牧村、畠山、兼田、片岡、遠藤、黒田 各委員
- ・教育委員会：阿部教育長、西海谷課長、佐藤課長、綾部室長、藤本主幹、福山主査
合計21名

5 結果要旨

(1) 開 会 西海谷課長

(2) 委員長挨拶 黒川会長

(3) 教育長挨拶 阿部教育長

(4) 報告事項

- ・下記の①～③について事務局より説明し特に質疑等なし。

- ① 広報周知について
- ②学校部活動サポーターの募集及び申し込み状況について
- ③ 学校部活動関係者との懇談会の結果について

(5) 協議事項

- ① 湧別町立の義務教育学校部活動指導員の身分、補償、報酬等 (案) について
- ② 湧別町立の義務教育学校部活動指導員設置要綱の概要 (案) について
- ③ 今後のスケジュール (案) について

【質疑応答】

川 上→部活動指導員の任用について、ケース1とケース2があつて、湧別町の場合はケース2が当てはまるというお話であったが、当然、ケース1の場合の可能性としてあるというおさえでよろしいか。

藤 本→そのおさえでよろしいです。

工 藤→部活動指導員の職務は色々あると思うが、今のところ部活動サポーターに申し込まれた方には、ここまでやるとは思っていない人たちが多いと思う。そうなつた場合、申し込みしてくれた方達も、もしかしたら、そこまではできないという方も出てくる可能性があると感じている。

(てん末書用紙)

黒 川→事務局の方としては、みんな集めて説明会をやるとかそういった準備は考えているのか。

藤 本→今後、検討委員会が終了後、直ちに11月中に野球部とバスケットボール部との話し合いを設けて、その場で申し込んでくれた方との初顔合わせを予定している。いきなり4月からスタートするのではなく、具体的にどういったところから始められるかという協議をしながら、試行的に部活動の顧問の先生と連携、協力しながら、進めていかなければならぬと考えている。段階的に学校の部活動に関わっていく体制にしていきたい。

黒 川→13名申し込まれている方で野球部とバスケットボール以外に申し込まれた方について、何らかの説明や今のところ、この部活動はないですよといった話をする考えはあるのか。

藤 本→その他の部活動のバレー部、ソフトテニス部、吹奏楽部にも申し込まれた方がいるため、部活動関係者との打ち合わせを行っていきたいと考えている。その中で協力できるところから段階的に部活動に関わっていく体制にしていきたい。

黒 川→今のところない部活動はいかがか。

藤 本→サッカーチームが廃部のため、申し込んでくれた方には説明したいと考えている。

畠 山→部活動の地域移行の受け皿として、湧別町を拠点に置いたクラブチームの立ち上げを目指している。タイミング的にも良いと感じている。様々な選抜チームとの関わりの中からぜひ、湧別町でもという声もあり、監督をしていただける方も内諾をいただいている。これから来年4月の地域移行に向けてもちろん、ゆうべつ学園の顧問の先生方との話し合い等を詰めていかなければならぬが、クラブチームを立ち上げたいという思いでやっている。

藤 本→検討委員会後、直ちに部活動関係者との打ち合わせの中で具体的に話し合いをしていきたいと考えている。

畠 山→中学校の選抜大会というのは、北海道チャンピオンシップ協会といった協会が大会を開いてくれたり、これから地域移行が進んでいく中で、今後、中体連の出場も考えられる。クラブチームを立ち上げるのもこういった地域の受け皿として立ち上げていくのが一番良いと思う。

(6) 次回会議の開催について

- ・事務局より令和8年3月頃に開催を予定している旨を伝えた。

(7) 閉会

令和7年度 第1回湧別町部活動地域移行検討委員会議案

日 時：令和7年11月5日（水）

午後6時00分より

会 場：湧別町文化センターさざ波

1. 開 会

2. 委員長挨拶

3. 教育長挨拶

4. 報告事項

- (1) 広報周知について
- (2) 学校部活動サポーターの募集及び申込み状況について
- (3) 学校部活動関係者との懇談会の結果について

資料1

資料2

資料3

5. 協議事項

- (1) 湧別町立の義務教育学校部活動指導員の身分、補償、報酬等（案）について
- (2) 湧別町立の義務教育学校部活動指導員設置要綱の概要（案）について
- (3) 今後のスケジュール（案）について

資料4・5

資料6

資料7・8

6. 次回会議の開催時期について

7. 閉 会

湧別町部活動地域移行検討委員会委員名簿 (◎委員長 ○副委員長)

任期：令和5年10月26日～令和8年3月31日

(太字の3名は令和6年4月26日～)

No	区分	住所	氏名	役職等
1	1号委員 (学校教育関係者)	錦町	若松 征一	ゆうべつ学園校長
2		芭露	川上 智広	芭露学園校長
3		中湧別南町	今野 博友	湧別高等学校校長
4		中湧別南町	早川 大介	上湧別学園校長
5		錦町	豊原 隆之	ゆうべつ学園教頭
6		遠軽町	豊田 修司	上湧別学園教諭
7		芭露	藤井 陽平	芭露学園教諭
8	2号委員 (スポーツ・文化活動関係者)	中湧別南町	◎黒川 隆	体育協会会長
9		北兵村一区	下田 英人	スポーツ少年団本部長
10		北兵村三区	牧村 宣幸	スポーツ少年団事務局長
11		栄町	畠山 智光	野球少年団指導者 (湧別マリナーズ)
12		上湧別屯田市街地	兼田 真一	サッカー少年団指導者 (FC Miragross Jr.)
13		錦町	石川 克巳	スポーツ推進委員長
14		中湧別南町	片岡 幸生	文化連盟理事 上湧別吹奏楽団代表
15	3号委員 (有識者)	登栄床	○工藤 雄希峰	社会教育委員
16		栄町	遠藤 道代	前ゆうべつ学園P T A会長
17		中湧別東町	黒田 まどか	上湧別学園P T A役員

部活動の地域移行を進めています

湧別町教育委員会では、学校部活動から地域クラブへの移行を検討するため、令和5年11月に学校関係者やスポーツ・文化団体関係者などで構成する「湧別町部活動地域移行検討委員会」を設置し、協議を進めています。これまでの「部活動の地域移行」へ向けた取り組みについてお知らせするとともに、部活動を指導、協力いただける方を募集します。

部活動の地域移行とは？なぜ必要なの？

これまで学校教員が担ってきた部活動の指導を、地域のスポーツ・文化団体などが担うことで、部活動を地域の活動に位置付けることです。

少子化による生徒数や教員数の減少にともない、学校単独では部活動のチームが組めないことや、部活動自体の減少で生徒たちが希望する部活動を選択できなくなってしまっており、学校だけで部活動を維持することが困難になっていることが背景にあります。

このため、国や北海道の方針をふまえ、湧別町においても子ども達が継続してスポーツ・文化活動に親しむことができる機会を確保する必要があります。

国・北海道の考え方

- 地域の子ども達は、学校を含めた地域で育てる
- 公立中学校などを対象として、まずは休日の部活動から段階的に地域移行する
- 令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間として地域の実情に応じて可能な限り、早期の実現を目指す

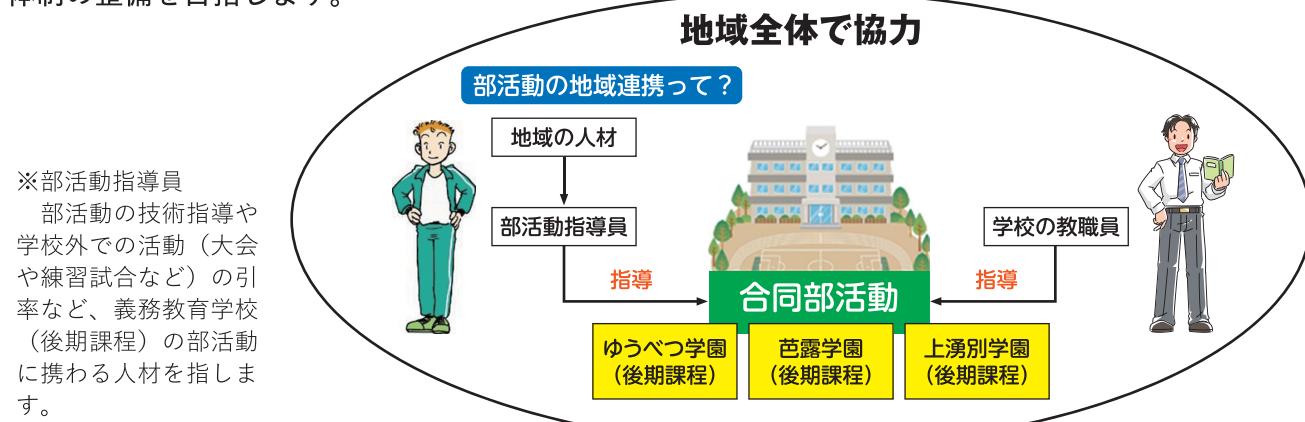
参考：総合的なガイドライン（スポーツ庁、文化庁）抜粋

これまでの湧別町の取り組み

令和5年度	体育協会、文化連盟、スポーツ少年団本部への説明 部活動地域移行検討委員会を設立 部活動地域移行に関する講演会の開催
令和6年度	児童生徒、保護者、教職員、スポーツ・文化団体アンケート調査の実施 部活動関係者との懇談会の実施 今後の進め方について、部活動地域移行検討委員会で協議

これからの湧別町の部活動のイメージ

令和7年度末までに、学校部活動の地域連携として、休日の部活動は部活動指導員が指導する体制の整備を目指します。



学校部活動センター「仮称」(ボランティア)を探しています

この取り組みを進めるため、学校部活動への指導や協力いただける方を探しています。
直接の指導は難しい場合でも、生徒の練習相手や自主練習の見守りなどの形でサポートしたいという方も大歓迎です。生徒と一緒に活動してみませんか？
「サポートの例：体力づくりの協力ができる」など。

区分	内容	要件
学校部活動 センター「仮称」	部活動顧問とともにコーチなどとして指導を補佐	知識や技能（文化活動や競技経験）があり、学校教育に理解がある方
	指導以外の活動をサポート (練習相手、準備、後片付けの手伝い、生徒の見守り、事務的な協力など)	専門的な知識や技能は不要。生徒の活動に興味があり、学校教育に理解がある方

●学校部活動センター「仮称」(ボランティア)の応募（登録）方法

右の応募フォームか専用URLから必要事項を入力してください。

専用URL <https://logoform.jp/form/yTo3/904092>



応募フォーム

●応募資格

- ・18歳以上（高校生を除く）で資格の有無は問いません。休日のみ月1回でも可能です。
- ・町内の義務教育学校（後期課程）における部活動指導や協力が可能な方。

●募集する種目

- ・町内の義務教育学校（後期課程）の部活動に限ります。
- ・野球、バレーボール、バスケットボール、ソフトテニス、バドミントン、サッカー、吹奏楽部



●その他

- ①登録情報は、目的外での使用は一切いたしません。
- ②報酬などについては、現在検討中です。登録された方と学校部活動の顧問で打ち合わせ、可能な種目から指導や協力をいただきます。
- ③部活動の地域移行に関するご意見などは、ご意見フォームかEメールでお寄せください。

Eメール shakyo@town.yubetsu.lg.jp



ご意見フォーム



<お問合わせ先> 社会教育課社会教育グループ TEL 5-3132

学校部活動サポーター「仮称」(ボランティア) 登録者募集中！

湧別町では、各学園で行われる「部活動」への指導や協力いただける方を探しています。練習相手や自主練習の見守りでのサポートでも大歓迎です。

登録はこちら⇒



応募フォーム

【専用 URL】

<https://logoform.jp/f/HbeSE>



夢に向かう子どもたちを サポートしてみませんか！

サポートの例：「体力づくりの協力ができる」など。

名 称	指導・協力内容	要 件
学校部活動サポーター 「仮称」(ボランティア)	部活動顧問とともにコーチなどとして指導を補佐	知識や技能(文化活動や競技経験)があり、学校教育に理解がある方
	指導以外の活動をサポート(練習相手、準備、後片付けの手伝い、生徒の見守り、事務的な協力など)	専門的な知識や技能は不要です。生徒の活動に興味があり、学校教育に理解がある方

- 募集する種目
 - ・野球、バレーボール、バスケットボール、ソフトテニス、バドミントン、サッカー、吹奏楽部
 - ・町内の義務教育学校（後期課程）の部活動に限ります
- 応募資格
 - ・18歳以上（高校生を除く）で資格の有無は問いません。休日のみ月1回でも可能です。
- その他
 - ・登録情報は、目的外での使用は一切いたしません。
 - ・登録した方と学校部活動の顧問との打ち合わせを行い、可能な種目から指導や協力をいただきます。

学校部活動サポーター「仮称」に関するご意見等は右のご意見フォームまたはEメールでお寄せください。

＜お問い合わせ先＞

湧別町教育委員会 社会教育課社会教育 G

電話：01586-5-3132

メール：shakyo@town.yubetsu.lg.jp



ご意見フォーム

■学校部活動サポーター申し込み状況

資料 2

R7.10.27現在

NO	氏名	年齢	性別	住所	職業	指導・協力内容	種目	競技歴・指導歴・資格等
1	前田 知輝	29	男性	北見市	会社員	技術指導、練習相手、体力づくり、見守り	野球	野球競技歴（小学1年生～大学4年生まで）
2	長久保 太輔	35	男性	計呂地	無職	技術指導、体力づくり、練習相手、準備・片付け	バスケットボール	バスケットボール競技歴25年 小学生、高校生、クラブチーム指導歴15年、e級コーチライセンス e級審判
3	花山 麗音	26	男性	北見市	自動車整備士	技術指導、体力づくり、練習相手	バスケットボール	バスケットボール競技歴13年（小学3年生～高校3年～自衛隊バスケ部）
4	須藤 翼	27	男性	北見市	会社員	技術指導、練習相手	バスケットボール	バスケットボール競技歴12年（小学3年生～専門学校2年まで）
5	佐藤 昂樹	20	男性	遠軽町	会社員	練習相手、技術指導	バスケットボール	バスケットボール競技歴10年（小学校4年生～現在もプレー中） ※土日祝は基本可能、平日は仕事の関係で5時半以降なら可能
6	宮野 拓哉	56	男性	川西	会社員	技術指導（仕事が休みの時に限る。月1～2回程度）	バレーボール	バレーボール競技歴（高校3年、大学4年、一般10年）
7	谷口 則和	67	男性	屯田市街地	無職	練習相手、準備・片付け、見守り（少年団の練習日以外に可能）	バレーボール	バレーボール（高校3年間） バレーボール指導歴8年（少年団コーチ）※資格なし
8	鈴木 明広	24	男性	美幌町	公務員	技術指導	ソフトテニス	ソフトテニス競技歴6年 インターハイ出場歴有
9	森谷 柚月	29	女性	錦町	公務員	準備・片付け・見守り	ソフトテニス	ソフトテニス競技歴6年（中学1年生～高校3年生まで）
10	川村 光旦	34	男性	北兵村1区	自営業	技術指導	吹奏楽部	ピアノ11年、クラリネット学生時代4年+社会人後8年、合唱4年
11	西村 幸志郎	29	男性	栄町	自営業	技術指導、練習相手	サッカー	サッカー競技歴約20年（小学校3年生～現在）、資格なし
12	岡 篤志	26	男性	中湧別北町	公務員	技術指導・準備・片付け	サッカー	サッカー競技歴（小学校1年生～大学2年まで）
13	宮嶋 徳子	56	女性	上湧別屯田市街地	自営業	見守り、メンタルトレーニング、準備・片付け	野球、バレーボール、バスケットボール、ソフトテニス、バドミントン、サッカー、吹奏楽部	原田メソッド認定パートナー (原田メソットとは、大谷翔平選手が夢を叶え続けている目標達成メソットです。農家なので繁忙期はお休みさせていただければと思います。)

(3) 学校部活動関係者との懇談会の結果について

資料3

NO	日程・会場	部活動名	上湧別中学校、ゆうべつ学園	ミニバスケットボール少年団	結果
1	3月5日（水） 文化センター さざ波	バスケット ボール部	<ul style="list-style-type: none"> 私たちがいる間は平日、休日含めて部活動を指導するので、ミニバス少年団の指導者は少年団の方に集中してもらいたい。 ミニバス少年団の指導者との関係づくりや学校部活動サポーターを活用しながら関わっていくような体制づくりができたら良い。 	<ul style="list-style-type: none"> 日曜日にミニバス少年団と一緒にやるという形はできると思うので、今後考えて見ても良いと思う。 中湧別総合体育館であれば2コートがあるので、ミニバス少年団と部活と分かれ一緒にできる。そうなった場合、男子は午前中、女子は午後からとか分けて行うのが良い。 	<ul style="list-style-type: none"> 令和7年度中にミニバス少年団の指導者の関わりを持つことや、学校部活動サポーターの活用を図っていくこととし、今後も協議を進めることとした。 次回、学校部活動サポーターの申し込み状況や部活動指導員の身分、補償、報酬等について示すこととした。
NO	日程・会場	部活動名	上湧別中学校、ゆうべつ学園、芭露学園	マリナーズ、野球連盟	結果
2	3月10日（月） ゆうべつ学園	野球部	<ul style="list-style-type: none"> 土曜日、日曜日はほとんど試合のため、地域の指導者が指導となると、平日の練習を見ていないので試合だけ見るのはどうか。先生方の指導の仕方や子どもとの接し方を知るためには、平日も関わる必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 野球連盟としては、少年団と中学生の指導については、マリナーズが中心になってやってもらいたいと考えている。連盟も協力していきたい。 地域の方が指導、協力してもらうことになった場合、怪我や事故に備え保険をかける対応が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 休日の指導体制を令和7年度中に構築していくこととし、今後も協議を進めることとした。 次回、野球連盟とマリナーズの話し合いの進捗状況と、学校部活動サポーターの申し込み状況や部活動指導員の身分、補償、報酬等について示すこととした。

【協議事項】

資料 4

(1) 湧別町立の義務教育学校部活動指導員の身分、補償、報酬等（案）について

身分	職務	要件	補償	報酬、費用弁償	任用
部活動指導員 (会計年度任用職員)	部活動顧問とともに部活動の練習、大会、練習試合等の技術指導及び引率等	いずれかに該当する者 ①資格を有する者 ②指導を経験した者等で、校長が認めた者 ③教員免許（臨時含む）を有する者	公務災害で補償	「湧別町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」に基づき支給。 ①時給 1 時間1,600円（文部科学省の時給の目安） ②費用弁償（車賃は定額車賃） ※町外練習試合、大会引率の場合は、湧別町職員の旅費規程に基づき支給。	校長と面談の後、配置申請書を教育委員会に提出し、配置の可否については、教育委員会が決定する。令和 8 年 4 月 1 日より任用

部活動指導員の制度化について

資料 5

部活動指導員の制度化 (H29.4.1施行)

学校教育法施行規則

第七十八条の二

部活動指導員は、中学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（中学校の教育課程として行われるもの）を除く。に係る技術的な指導に従事する。

※ 義務教育学校の後期課程、高等学校、中等教育学校並びに特別支援学校の中学校部及び高等部については準用規定。

任用に当たっての体制整備

規則等の策定

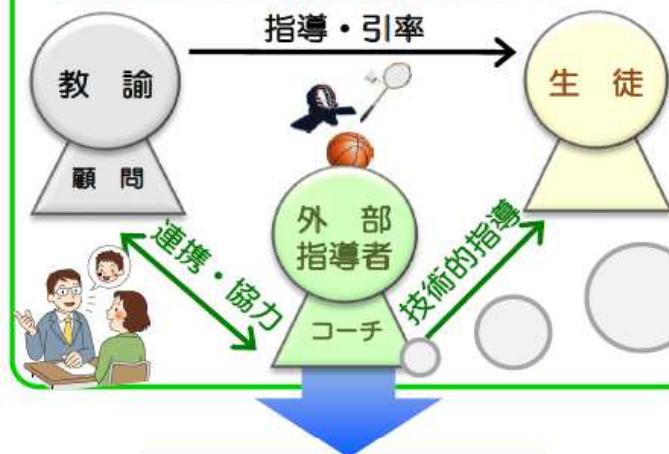
学校設置者は、身分、任用、職務、災害補償、服務等に関する事項等必要な事項を定めた部活動指導員に関する規則等を策定。

研修の実施

学校設置者及び学校は、部活動指導員に対し、部活動の位置付けと教育的意義等について、事前に研修を行うほか、その後も定期的に研修を行う。

外部指導者の活用（従来）

外部指導者は、顧問の教諭等と連携・協力しながら部活動のコーチ等として技術的な指導を行う。



部活動指導員の任用

＜職務＞

- ✓ 実技指導
- ✓ 安全・障害予防に関する知識・技能の指導
- ✓ 学校外での活動(大会・練習試合等)の引率
- ✓ 用具・施設の点検・管理
- ✓ 部活動の管理運営(会計管理等)
- ✓ 保護者等への連絡
- ✓ 年間・月間指導計画の作成
- ✓ 生徒指導に係る対応
- ✓ 事故が発生した場合の現場対応 等

部活動指導員は、部活動の顧問として技術的な指導を行うとともに、担当教諭等と日常的に指導内容や生徒の様子、事故が発生した場合の対応等について情報交換を行う等の連携を十分に図る。

ケース1 部活動指導員が顧問



ケース2 部活動指導員及び教諭が顧問



資料 6

湧別町立の義務教育学校部活動指導員設置要綱の概要（案）

1. 目的

- ・義務教育学校における部活動の指導体制の充実を図るため、部活動指導員（以下「指導員」という。）を配置する。
- ・校長の指示のもと、顧問教諭等と連携しながら、生徒の安全確保と健全な活動を支援する。
- ・技術面での専門性や経験を生かし、効果的な指導を行うことを目的とする。

2. 身分

- ・指導員は、地方公務員法第17条及び第22条の2に規定する会計年度任用職員とする。

3. 任用

- ・指導員は、義務教育学校において部活動に係る知識や技術を有し、学校教育に理解を有する者のうちから教育委員会が任用する。
- ・指導員は、指導員として適格性を有すると認められ、かつ、学校教育法第9条各号及び地方公務員法第16条にいずれも該当しない者で、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。
 - 1) 日本スポーツ協会等の公認指導者資格又は同等の指導者資格を有する者
 - 2) 学校の部活動又は地域でのスポーツ・文化活動において指導を経験した者等で、校長が指導者としてふさわしいと判断した者
 - 3) 教員免許法に規定する普通免許状、特別免許状又は臨時免許状を有する者

4. 可否の決定

- ・指導員の配置を希望する校長は、部活動指導員配置申請書を教育委員会に提出する。
- ・教育委員会は、配置の可否を決定し、部活動配置通知決定書を校長に通知する。

5. 任用期間

- ・指導員の任用期間は、会計年度により1年を超えない範囲とし、年度途中に任用された場合は、当該年度中とする。

6. 職務内容

- ・指導員は、「湧別町部活動の在り方に関する方針」に基づき、校長の指導及び監督受け、次に掲げる職務を行うことができる。
 - 1) 部活動の練習、大会、練習試合等での技術指導
 - 2) 大会、練習試合等に係る生徒の引率
 - 3) 用具、施設の点検及び管理
 - 4) 部活動の管理運営
 - 5) 部活動中の生徒指導
 - 6) 事故が発生した場合の対応
 - 7) 前各号に掲げるもののほか、校長が必要と認めるもの
- ・指導員は、当該部活動の顧問である教諭等と、日常的に指導内容や生徒の様子、事故が発生した場合の対応等について情報共有を行うなど、連携を十分に図ることとする。

7. 指導日及び指導時間

- ・指導員の任期期間における指導日及び指導時間は、校長が別に定める。

8. 実績報告

- ・校長は、部活動指導員の活動があった月には、活動実績を翌月の1日までに、部活動指導員活動実績報告書を教育委員会に提出しなければならない。

9. 報酬及び費用弁償

- 1) 指導員の報酬は、1時間当たり1,600円とし、部活動指導実績報告書に基づき月単位で算定する。
- 2) 指導員の報酬及び費用弁償の支給については、湧別町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定を準用する。
- 3) 指導員が報酬又は費用弁償を辞退したときは、支給しないことができる。

10. 公務災害補償

- ・指導員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償は、労働災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に基づき補償を行うものとする。

11. 服務

- 1) 指導員は、その職務を遂行するにあたっては、校長の監督を受け、その職務上の命令に従わなければならない。
- 2) 指導員は、研修等により、常に職務を行う上で必要な知識及び技術の習得

に努めなければならない。

- 3) 指導員は、その職の信用を傷つけるような行為をしてはならない。
- 4) 指導員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならないものとし、その職を退いた後も同様とする。

1 2. 退職及び解職

・教育委員会は次の各号のいずれかに該当するときは、退職させ、又は解職することができる。

- 1) 指導員の退職の願いがあったとき。
- 2) 心身の故障により職務の遂行に支障があり、これに堪えられないとき。
- 3) 指導員の職務の遂行に必要な適格性を欠くとき。
- 4) 服務規程に違反したとき。
- 5) 教育委員会が指導員の任用の必要がなくなったと認めたとき。

1 3. その他必要な事項は、教育委員会が別に定める。

(2) 今後のスケジュール（案）について ※時期、項目、内容について変更の可能性有

資料 7

NO	時 期	項 目	内 容
1	11月5日（水）	第1回部活動地域移行検討委員会	<p>(報告事項)</p> <p>①広報周知について</p> <p>②学校部活動サポーターの募集及び申し込み状況について</p> <p>③学校部活動関係者との懇談会の結果について</p> <p>(協議事項)</p> <p>①義務教育学校部活動指導員の身分、補償、報酬等（案）について</p> <p>②今後のスケジュール（案）について 等</p>
2	11月中旬から 翌年3月まで随時	①部活動関係者との打ち合わせ（野球部、湧別マリナーズ、野球連盟） ※学校部活動サポーターに申し込んでくれた方も一緒に参加してもらう。	<p>①学校部活動サポーターの申し込み状況について</p> <p>②野球連盟とマリナーズとの進捗状況について</p> <p>③義務教育学校部活動指導員について</p> <p>④今後の方向性について（試行実施を経てから令和8年4月より実施）</p>
		②部活動関係者との打ち合わせ（バスケットボール部、ミニバスケットボール少年団） ※学校部活動サポーターに申し込んでくれた方も一緒に参加してもらう。	<p>①学校部活動サポーターの申し込み状況について</p> <p>②バスケットボール部とミニバスケットボール少年団との連携について</p> <p>③義務教育学校部活動指導員について</p> <p>④今後の方向性について（試行実施を経てから令和8年4月より実施）</p>
		③上記以外の部活動関係者との打ち合わせ ※バレーボール部、ソフトテニス部、吹奏楽部と学校部活動サポーターに申し込んでくれた方との打ち合わせを各部活ごとに行う。	<p>①学校部活動サポーターの申し込み状況について</p> <p>②義務教育学校部活動指導員について</p> <p>④今後の方向性について（実施可能な部活動から順次進める。）</p>

NO	時 期	項 目	内 容
3	令和 8 年 2 月	教育委員会定例会	①湧別町立の義務教育学校部活動指導員設置要綱の制定について ②湧別町部活動地域移行検討委員会設置要綱の一部改正について
4	令和 8 年 3 月	第 2 回部活動地域移行検討委員会	①部活動関係者との打ち合わせ結果について ②令和 8 年 4 月から実施可能な部活動について ③湧別町立の義務教育学校部活動指導員設置要綱の制定について ④湧別町部活動地域移行検討委員会設置要綱の一部改正について ⇒次期改革期間内（令和 8 年度から令和 13 年度）における部活動の <u>※地域展開</u> に向けた継続協議
5	令和 8 年 2 月～3 月	校長との面談 ※上記①～③の打ち合わせにより、部活動指導員として受けられる方との面談	校長と面談後、部活動指導員配置申請書を教育委員会に提出。教育委員会は配置の可否を決定し、校長に通知するものとする。
6	令和 8 年 4 月～	部活動指導員の指導スタート	・野球部、バスケットボール部 ⇒部活動顧問教諭等との連携・協力を図りながら進める。 ・その他の部活動は実施可能な部活動から順次進める。
7	令和 8 年度より	「部活動 <u>地域展開</u> 検討委員会」において継続協議	・「部活動の地域展開」に向けた協議及び検討 ・休日の部活動から地域クラブ活動への移行を検討（平日も段階的に） ⇒会費、指導体制、運営体制、学校施設の活用、教職員の兼職兼業等

※地域展開→学校の枠を越え、地域全体で活動を支える・広げる仕組みに移行することで、生徒の多様なニーズに応える新たな価値を創出すること。

また、地域の体育館や文化施設だけでなく、学校の施設や教職員も含めた地域全体の力で生徒の活動を支える。

「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」最終とりまとめ ポイント①

改革の理念及び基本的な考え方等

- 急激な少子化が進む中でも、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実するのが改革の主目的（※1）。
- 学校単位で部活動として行われてきたスポーツ・文化芸術活動を、地域全体で関係者が連携して支え、生徒の豊かで幅広い活動機会を保障。
- 地域クラブ活動（※2）においては、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、新たな価値を創出することが重要。

（※1）改革を実現するための手法を考える際には、学校における働き方改革の推進を図ることや良質な指導等を実現することについても考慮。

（※2）民間のクラブチーム等との区別や質の担保等の観点から、国が地域クラブ活動の定義・要件等を示し、地方公共団体が認定を行う仕組みを構築。

⇒ 上記の理念等をより的確に表すため、地域全体で連携して行う取組のうち、「地域移行」という名称は、「地域展開」に変更。

今後の改革の方向性

- 地方公共団体が幅広い関係者の理解と協力の下、平日・休日を通した活動を包括的に企画・調整し、地域の実情等にあった方針を決定。

改革の進め方	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>休日</u>については、<u>次期改革期間内に、原則、全ての学校部活動において地域展開の実現を目指す</u>。 (中山間地域や離島など特殊な事情により地域展開が困難な場合等には、当面、部活動指導員の配置等を適切に実施) ・<u>平日</u>については、各種課題を解決しつつ<u>更なる改革を推進</u>。まずは、<u>国において地方公共団体が実現可能な活動の在り方等を検証</u>、<u>地方公共団体においては、平日・休日を通した活動を包括的に企画・調整しつつ、地域の実情等に応じた取組を実施</u>。
次期改革期間	<p>「<u>改革実行期間</u>」（<u>前期：令和8～10年度</u> ⇒ <u>中間評価</u> ⇒ <u>後期：令和11～13年度</u>）</p> <p>※現時点で着手していない地方公共団体においても、<u>前期の間に休日の地域展開等に着手</u>。</p>
費用負担の在り方等	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>地方公共団体において、地域の実情等に応じて安定的・継続的に取組が進められるよう、受益者負担と公的負担とのバランス等の費用負担の在り方等を検討する必要</u>（<u>公的負担については国・都道府県・市区町村で支え合うことが重要</u>）。 ※<u>受益者負担の水準</u>について、<u>国において金額の目安等を示す</u>ことを検討する必要。 ・<u>家庭の経済格差が生徒の体験格差につながることのないよう、経済的に困窮する世帯の生徒への支援については確実に措置</u>を行う必要。 ・<u>部活動指導員の配置</u>について、<u>次期改革期間においても一定の範囲で支援</u>を行っていく必要。

地方公共団体における推進体制の整備

- 専門部署の設置や総括コーディネーターの配置等、適切な推進体制を整備。都道府県のリーダーシップ、複数の市区町村による広域連携も重要。

学習指導要領における取扱い

- 地域クラブ活動は、学校外の活動ではあるものの、教育的意義を有する活動であり、継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保し、学校を含めた地域全体で生徒の望ましい成長を保障するもの。そのため、地域クラブと学校との連携が大切。
- 学習指導要領の次期改訂においては、地域クラブ活動の普及・定着を前提とした記載としつつ、地域展開が困難な場合等に実施される学校部活動についても教職員等の負担軽減の視点から一定の記載を行なうことが考えられる。
- 今後、スポーツ庁及び文化庁において更なる検討・具体化を進めた上で、中央教育審議会に報告されることが期待。